

地方行政委員會議録 第八号

昭和三十三年二月十九日(火曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事小澤

理事丹羽

理事阪上

伊藤 龍一君

大沢 雄一君

久保田 円次君

山崎 巖君

門司 亮君

出席國務大臣

自治大臣 篠田 弘作君

出席政府委員

自治事務官 奥野 誠亮君

消防庁長官 藤井 貞夫君

委員外の出席者

文部技官 小野 弘君

(管理局教育施設 設備指導課長)

自治事務官 上川 澄君

(消防庁教導課 長)

自治事務官 雨倉正太郎君

(消防庁予防課 長)

専門員 曾根 隆君

二月十五日

地方交付税法等の一部を改正する法

律案(内閣提出第一〇二号)

同月十八日

大衆飲食に対する料理飲食等消費税 軽減に関する請願(大上司君紹介)

(第二一八号)

ガス税の撤廃に関する請願(津雲國 利君紹介)(第一一五七号)

倉敷市の岡山県南広域都市関係市町 村合併反対に関する請願外十六件

(藤原節夫君紹介)(第一二六〇号)

同外二十件(黒川壽男君紹介)(第一 二六二号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

消防法の一部を改正する法律案(内

閣提出第八五号)

地方交付税法等の一部を改正する法 律案(内閣提出第一〇二号)

○永田委員長 これより會議を開き ます。

去る十五日付託になりました内閣提 出の地方交付税法等の一部を改正する 法律案を議題とし、政府より提案理由 の説明を求めます。篠田自治大臣。

地方交付税法等の一部を改正す る法律案

地方交付税法等の一部を改正

する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五 年法律第二百一十一号)の一部を次 のように改正する。

第十二条 第一項を次のように改 める。

地方行政に要する経費の測定 単位は、地方団体の種類ごとに 次の表の経費の種類に掲げ る経費について、それぞれその 測定単位の欄に定めるものとす る。

地方団体 の種類

経費の種類

測定単位

一 警察費

二 土木費

1 道路費

2 橋りよう費

3 河川費

4 港湾費

5 その他の土木費

三 教育費

1 小学校費

警察職員数

道路の面積

道路の延長

橋りようの面積

木橋の延長

河川の延長

港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延 長

港湾(漁港を含む)における外かく施設の延 長

人口

面積

海岸保全施設の延長

教職員数

学校数

道府県

2 中学校費

3 高等学校費

4 その他の教育費

四 厚生労働費

1 生活保護費

2 社会福祉費

3 衛生費

4 労働費

五 産業経済費

1 農業行政費

2 林野行政費

3 水産行政費

教職員数

学校数

教職員数

生徒数

人口

高等学校、専門学校及び養護学校の幼児、児童及 び生徒の数

町村部人口

人口

人口

工場事業場労働者数

失業者数

耕地の面積

農家数

林野の面積

水産業者数

		市町村	
六 4 商工行政費 1 徴税費 2 恩給費 3 その他の諸費	七 災害復旧費 八 特定債償還費	3 高等学校費	学級数 学校数 教職員数 生徒数 人口
		4 その他の教育費	
二 1 道路費 2 橋りよう費 3 港湾費	一 消防費 二 土木費	1 厚生労働費	人口
		2 生活保護費	人口
4 都市計画費 5 その他の土木費	三 教育費 1 小学校費 2 中学校費	3 社会福祉費	人口
		4 衛生費	人口
2 中学校費	1 小学校費	5 労働費	失業者数
		6 産業経済費	農家数 商工業の従業者数 林業、水産業及び鉱業の従業者数
1 徴税費 2 戸籍住民登録費 3 その他の行政費	人口 道路の面積 道路の延長 橋りようの面積 木橋の延長 港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長 都市計画区域における人口 土地区画整理事業の施行地区の面積 人口	1 農業行政費	市町村税の税額 本籍人口 世帯数 人口 面積
		2 商工行政費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金
1 徴税費 2 戸籍住民登録費 3 その他の行政費	人口 道路の面積 道路の延長 橋りようの面積 木橋の延長 港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長 都市計画区域における人口 土地区画整理事業の施行地区の面積 人口	3 その他の産業経済費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金
		4 労働費	辺地対策事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金
1 徴税費 2 戸籍住民登録費 3 その他の行政費	人口 道路の面積 道路の延長 橋りようの面積 木橋の延長 港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長 都市計画区域における人口 土地区画整理事業の施行地区の面積 人口	5 産業経済費	
		6 農業行政費	
1 徴税費 2 戸籍住民登録費 3 その他の行政費	人口 道路の面積 道路の延長 橋りようの面積 木橋の延長 港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長 都市計画区域における人口 土地区画整理事業の施行地区の面積 人口	7 農工行政費	
		8 商工行政費	
1 徴税費 2 戸籍住民登録費 3 その他の行政費	人口 道路の面積 道路の延長 橋りようの面積 木橋の延長 港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長 都市計画区域における人口 土地区画整理事業の施行地区の面積 人口	9 その他の行政費	
		10 徴税費	
1 徴税費 2 戸籍住民登録費 3 その他の行政費	人口 道路の面積 道路の延長 橋りようの面積 木橋の延長 港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長 都市計画区域における人口 土地区画整理事業の施行地区の面積 人口	11 戸籍住民登録費	
		12 その他の行政費	
1 徴税費 2 戸籍住民登録費 3 その他の行政費	人口 道路の面積 道路の延長 橋りようの面積 木橋の延長 港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長 都市計画区域における人口 土地区画整理事業の施行地区の面積 人口	13 災害復旧費	
		14 特定債償還費	
1 徴税費 2 戸籍住民登録費 3 その他の行政費	人口 道路の面積 道路の延長 橋りようの面積 木橋の延長 港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長 都市計画区域における人口 土地区画整理事業の施行地区の面積 人口	15 辺地対策事業債償還費	
		16 徴税費	
1 徴税費 2 戸籍住民登録費 3 その他の行政費	人口 道路の面積 道路の延長 橋りようの面積 木橋の延長 港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長 都市計画区域における人口 土地区画整理事業の施行地区の面積 人口	17 災害復旧費	
		18 特定債償還費	
1 徴税費 2 戸籍住民登録費 3 その他の行政費	人口 道路の面積 道路の延長 橋りようの面積 木橋の延長 港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長 都市計画区域における人口 土地区画整理事業の施行地区の面積 人口	19 辺地対策事業債償還費	
		20 徴税費	

第十二条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）」の規定を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）」に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）」に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準に、

級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定」を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準に改め、及び退職一時金」及び「又は退職一時金」を削り、同条第三項中「第一項を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表に定めるとおりとする。

第十三条第五項の表道府県の項中

1 小学校費 教職員数 密度補
2 中学校費 教職員数 密度補

正、態容補正及び寒冷補正
正、態容補正及び寒冷補正

1 小学校費 教職員数 態容補
2 中学校費 教職員数 態容補

正及び寒冷補正
正及び寒冷補正

第十九条第一項中「発見した場合」の下に「当該錯誤に係る数を普通交付税の額の算定の基礎に用いた年度（交付年度という。）以降五箇年度内に発見した場合に限る。」を加え、同条第二項中「錯誤に係る数を普通交付税の算定の基礎に用いた年度（交付年度という。）以下本項において同じ。」を「交付年度」に改める。

附則の次に別表として次のように加える。

別表

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 六八一、八〇〇〇円
	二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき 二七〇〇
	1 道路費	道路の延長	一メートルにつき 一六九〇〇
	2 橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき四二〇〇〇
	3 河川費	木橋の延長	一メートルにつき 一、一八八〇〇
	4 港湾費	河川の延長	一メートルにつき 三七八〇
	5 その他の土木費	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長 港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき四、四〇〇〇〇 一人につき 一二六〇〇
	三 教育費	人口	一平方キロメートルにつき 一〇四八、二四〇〇〇
	1 小学校費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき 三五六〇〇
	2 中学校費	教職員数	一人につき 二八二、一〇〇〇〇
市町村	3 高等学校費	学校数	一校につき 七八、九三〇〇〇
	4 その他の教育費	教職員数	一人につき 七八、九三〇〇〇
	1 厚生労働費	生徒数	一人につき 四九二、二〇〇〇〇
	2 生活保護費	人口	一人につき 四、四七八〇〇
	3 社会福祉費	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき 九一、五九四〇〇
	4 衛生費	人口	一人につき 二八三、〇〇〇
	5 労働費	町村部人口	一人につき 一二三、〇〇〇
	五 産業経済費	人口	一人につき 二九四、〇〇〇
	1 農業行政費	工場事業場労働者数	一人につき 二八〇、〇〇〇
	2 林野行政費	失業者数	一人につき 三三、六三〇〇〇

市町村	道府県	単位費用
四 厚生労働費	六 商工行政費	一人につき 六九六〇〇
4 育費	1 徴税費	千円につき 一、一三〇〇
3 高等学校費	2 恩給費	一人につき 三九、一〇〇〇〇
2 中学校費	3 その他の諸費	一人につき 四六三〇〇
1 小学校費	七 災害復旧費	一平方キロメートルにつき 一五八、〇〇〇〇
5 その他の土木費	八 特定債償還費	一円につき 九五
人口	人口	一円につき 二五
児童数	商工業の従業者数	一人につき 六九六〇〇
学校数	道府県税の税額	千円につき 一、一三〇〇
生徒数	恩給受給権者数	一人につき 三九、一〇〇〇〇
学級数	面積	一人につき 四六三〇〇
学校数	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一平方キロメートルにつき 一五八、〇〇〇〇
教職員数	公共事業費等特定の事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき 九五
生徒数		一円につき 二五
人口		一円につき 二五

1 生活保護費	市部人口	一人につき	二四七〇〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	六八六〇
3 衛生費	人口	一人につき	三〇三〇〇
4 労働費	失業者数	一人につき	三三、六三〇〇〇
五 産業経済費	農家数	一戸につき	二、二七四〇〇
1 農業行政費	農工業の従業者数	一人につき	二六三〇〇
2 商工行政費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一、六九五〇〇
3 その他の産業経済費			
六 その他の行政費			
1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	一二〇〇〇
2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	四三六〇

3 その他の諸費	世帯数	一世帯につき	一七五〇〇
七 災害復旧費	人口	一人につき	七二三〇〇
八 特定債償還費	面積	一平方キロメートルにつき	三三七、〇〇〇〇〇
九 辺地対策事業債償還費	充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五
	公共事業費等特定の事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に充てた地方債に係る元利償還金	一円につき	二五
	充てた地方債に係る元利償還金	一円につき	五七

(地方交付税法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第二条 地方交付税法の一部を改正する等の法律(昭和三十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十一年度」の下に「及び昭和三十八年度」を加える。

附則

この法律は、公布の日から起算して、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。

理由

交付税の総額の増加に伴い単位費用を改定し、測定単位の数値の算定基礎及び測定単位の数値の補正方法の一部を改め、高等学校生徒急増対策費に係る基準財政需要額の算定の特例を昭和三十一年度についても適用する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○篠田国務大臣 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

明年度は、道路整備事業、農業基盤整備事業等を初めとする各種公共事業や社会保障制度の拡充に伴う地方団体の所要経費をまかなうための財源並びに地方公務員の給与改定及び退職年金制度の平年度化等により増加する給与関係経費に対応する財源を関係地方団体に付与する必要があります。

また、明年度は国税三税の増加によって地方交付税の総額も増加しますので、この際、関係基準財政需要額を増額して地方行政水準の一層の向上をはかることが適当と考えられるのであります。

このほか、高等学校生徒の急増に伴う高等学校の施設整備に要する経費につきましても、昭和三十一年度と同様、昭和三十一年度におきましても基準財政需要額への加算の特例措置を講ずる必要があります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

次には、この法律案の内容の要旨につきまして御説明申し上げます。

その一は、単位費用を引き上げて基準財政需要額を増額することであり

まず、道府県及び市町村を通じまして、生活保護基準の引き上げ、失業対策事業にかかる労力費の引き上げ等により増加する社会保障関係経費を基準財政需要額に算入するため、生活保護費、労働費等にかかる単位費用を引き上げ、給与改定及び地方公務員の退職年金制度の平年度化等に伴い増加する給与関係経費並びに老人福祉関係等の制度の改正に伴い増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目にかかる単位費用を引き上げること

次に、道府県分につきましては、道路整備事業、農業基盤整備事業及び治山事業等、公共投資の充実に必要な財源を付与するため、関係費目にかかる単位費用を引き上げるとともに、土木費にかかる単独事業費等を包括的に算入すること

その二は、測定単位の数値の算定方法等の改正に関する事項であります。

入するため、その他の土木費の単位費用を増額することとし、農業構造改善事業の促進に要する経費等を算入するため、農業行政費の単位費用を引き上げるとともに、中小企業の近代化に要する経費を増額するため、商工行政費の単位費用を引き上げることとした

市町村分につきましては、道路及び街路整備事業、環境衛生施設整備事業等にかかる投資的経費を増額するため関係費目にかかる単位費用を引き上げるとともに、土木費にかかる単独事業費等を包括的に算入するため、その他の土木費の単位費用を増額することとし、小学校及び中学校における学校経費を充実にするため、小学校費及び中学校費の単位費用を引き上げるとともに、清掃事業関係経費を増額するた

に、清掃事業関係経費を増額するた

め、衛生費の単位費用を引き上げたのであります。

八年度から小学校及び中学校の学級編制についていわゆる暫定標準がなくなりますので、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した教職員数を測定単位の数値として用いることにいたしました。

なお、このことと関連いたしまして規定の整備をはかっております。

次に、地方公務員の退職年金制度の実施に伴いまして退職一時金を支給する必要がなくなりましたので、恩給費の測定単位の数値から退職一時金の受給権者の数を除くこといたしました。

なお、今後、補正係数を定めるに当たりましては、河川費の基準財政需要額を増額するとともに、その算定方法を実施に即するようにするため、新たに河川の延長当たりの事業費の額に応じて経費の割増しを行なうこととする

また、弱小の市町村に対する財源の傾斜的充実をはかるため、昭和三十七年度に引き続き、都市的形態の度合いに応じて定めている態容補正係数を改正し、その格差をさらに縮小して参る所存であります。

その三は、高等学校生徒の急増対策に関する事項であります。

高等学校生徒の急増に伴う高等学校の施設整備につきましては、最近における高等学校への進学率の状況、建築単価、建物の構造比率の状況を勘案して政府が当初策定いたしました計画を一部改定いたしました次第であります。この計画によります明年度の高等学校整備事業費の総額は、二百十二億円であります。このうち三十一億円を国庫支出金で、九十億円を地方債でまかなうこととし、残額の九十一億円は、これを基準財政需要額に算入することとしたのであります。

高等学校生徒急増対策費は、昨年の地方交付税法の一部を改正する等の法律の附則において、昭和三十七年度に限り算定されることとされておりましたので、これを昭和三十八年度についても適用できるよう、同法の附則を改正することとしたのであります。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○永田委員長 以上をもちまして提案理由の説明は終わりました。

なお、本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○永田委員長 次に、消防法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑の通告がありますので順次これを許します。前田義雄君。

○前田(義)委員 消防法の一部改正の質疑に入る前に、まず、昨今の異常な火災発生状況につきましてお尋ねをいたしたいと思っております。

これまでの最高の火災状況が、昨年の二月十八日、また今年の一月十三日の七十件、こういうものが一日の火災発生状況としては最高に上っておりますが、それが昨十八日におきましては八十七件、七十棟でございます。八千九百十平方メートルが焼失したという状況になっておるのであります。この状態というものは、異常乾燥、さらにまた給水制限、そういうものが非常に大きな原因になっていることは申すまでもないと思存します。国民は豪雪被害におびえておったのであります。それが今度はこのような異常火災におびえなければならぬというふうな状態が、東京、また東京都のみならず、全国的に最近の火災発生状況というものは非常に多いものがあるものであります。こういう点につきまして、全般的なお尋ねはまたあとにいたしまして、まずもって、最近の東京都を中心とした異常な火災発生状況に対して、消防庁としてはどのような対処をしておいでになるか、お聞きしたいと思存するのでございます。

○藤井政府委員 御指摘のように、累年火災の件数は増加をして参つてきておりますが、特に本年の火災の発生件数は、きわめて異常なものがあるというふうなわれわれも考えておるのであります。全国的な統計は今のところ入

手はできませんが、東京を初め、六大都市の関係についてこれを見ます場合におきまして、本年の一月の集計をいたしますと、六大都市の全火災件数が二千六十件というようになっておりまして、これは前年の同期の千五百八十二件に對しまして四百七十八件、三割方の増加ということに相なっております。この内訳を見ますと、各都市とも多かれ少なかれ増加をいたしておりますが、なかんずく東京都におきましては、約四割方の増加、横浜が三割六分、京都が五割、名古屋は増加率がこの中では最も低くて六分というところになっておりますけれども、全体として見ました場合においては、実に三割方の増加ということに相なっておりますのであります。これは、今お話にもござい

ましたように、本年におきます東日本あるいは太平洋岸というものの異常乾燥ということも一つの大きな原因になっております。また東京におきましては、異常高水のための給水制限ということも大きな要素をなしております。これも事実でございます。それともう一つは、いろいろな文化、経済の状況が發展をして参りますとともに、火を扱う機会がますますふえて参っており、また、そのうちで特に最近の顕著な例をいたしましては、石油ストーブの家庭内の使用が非常にふえて参りました。これに起因する火事が最近かなり目立ってふえてきておるというふうなこともございまして、こういうことが相重なりまして、本年に入つての火災の激増となつて現われておるのではないかと考えられます。むしろ消防機関といたしましては、これに對処いたしまするために万般の対策を講じておりま

す。そのためには非番の者も、常時勤務体制につけるとか、あるいはその他東京府においては、第一出動というものを普通やりますが、これを直ちに第二出動体制に切りかえるというようなこともやり、また火災と同時に緊急の応急給水措置というものを、水道局に同時に連絡をいたしまして手を打つ、その他随時のいろいろな考えられる限りの手を打つてやっておるのでござい

ますが、しかしながら件数自体あるいは被害額自体が、非常に増加をいたしておりますことは、われわれとしても非常に遺憾に存じておりまして、これらの対策についてはさらに万全の処置を講ずるよう指導を強化して参る所存であります。

○前田(義)委員 ただいま発生原因並びにその対策等についてお話をいただいたのであります。今朝の新聞を見ますと、非常勤務体制をおとりになつておる、こういうことが新聞に報道されておるわけでありまして、異常乾燥につきましては、これはもちろん一つの天災のようなものでございまして、これを防止することは困難かと存じます。その給水制限という問題につきましては、いろいろ事情のあることは私もよく承知しておるものであります。しかしこの異常な火災の発生状況におきまして、給水制限というものが、消防の持つ意味からして非常に重大な問題があると存じておるのであります。この給水制限という点と、消防庁がこの給水制限に對して一体どのような対策なり処置をとつておいでになるのか、一応お聞きしたいと思存します。

○藤井政府委員 消防活動の上におき

まして、水というものが最も大事な要素であることは申すまでもないわけでありまして、いかにポンプ自動車が多く整備され、また人員が整備されても、肝心の水が出なければ、消防活動というものは全くゼロにひといきうことになるわけでありまして、そういう点で水利の整備充実ということにつきましては、われわれも全国の市町村消防を強力に指導をして、だんだんと整備をして参つておるのであります。が、いかにせん東京都の場合、飲み水自体においても、最近の異常高水というふうな影響を受けてまして、ままたらないというふうな状況になってきておるようでありまして、貯水池等の水も、またろろ六万トンに割るという状況も出てきておるようであります。

そういう点から、やむを得ず水道局当局といたしましては、夜間等の給水制限の処置に踏み切らざるを得ないというふうなことであるようでありまして、この点につきましては、東京都の消防庁が水道局当局とよく十分の連絡をとりながら、やむを得ざる処置として了承しておるようでございます。そのために都といたしましては、特にこのためにする措置として、消防水利のための特別対策協議会というものを随時活用いたしまして、できるだけ被害を最小限度にとどめるような措置を講じておるのであります。最近の現象というものは、もとより異常高水という非常にまれな現象という点によつて引き起こされております異常な事態という点とありまして、けれども、やはり根本的には、もう少し水を多くして、いく、消火せん設備をよくしていく、あるいは工業用水等に対して消火せん

を敷設する、あるいはさらにぜいたくなことを言えば、消防用の専用水道等をつくるというところまでいかなければ、ほんとうに安心した消防対策とは言えないのではないかと思われまが、そこまではなかなか急には参りません。しかしそれにいたしましては今の様な状態をそのまま放置しておきますれば、いざという場合に非常な大火に進展するというおそれもございますので、東京消防庁当局といたしましては、あらゆる水利施設を活用いたすとともに、現地査察等をさらに徹底をして、被害を最小限度に食い止めるということに努力をいたしておるような次第であります。

○前田(義)委員 大体わかったのですが、今の異常火災に対していろいろな対策が講ぜられておるようですが、とにかく消防ポンプが行っても水が出ないということが、火災を拡大する一番大きな原因になるのですから、特別な消防用の水道を敷設するというようなことは、今直ちにできるわけではないのでありまして、火災発生と同時に水が出ないというようなことのないように、何かその地域には緊急送水ができるような特別な配慮があつてしかるべきではないかと考えるのであります。そういう点については、特別に一つ今後留意せられまして、そのような異常火災の発生を防止する対策を立てていただくように要望する次第でございます。

増加を示しておるのであります。そのうち建物の火災というものが三十五年には九五%、三十六年には八三・九%という数字になっておるようでありまが、その次に林野火災が三十五年には二二%、三十六年には一三・六%、これも非常な増加を来しておるわけでありまが、この二百四十五億とか四百三十一億とかいうものは、これは災害中においても非常に大きな分野を占める問題でございますが、これらの損害額は実際に、具体的にいいますと、全部がこれに現われておるものではないかと思うのであります。建築物、建物の火災については、これは今申し上げました通りに最高率を示しておるのであります。これに対してはいろいろな対策が講ぜられ、建築物関係についても、建設省等でもいろいろな対策が講ぜられておるのでございまして、特に学校火災などにつきましても、最近ひんびんと学校火災が生じまが、非常に問題になっておるわけでありまが、学校に、特に児童を収容している学校火災などにおきまして、最近までは建築物が、永久建築というものが非常に重視されておつたような格好になっておりまが、最近三十八年度においては相当建築様式が変わつて、耐火構造のものが計画されておるようでありまが、今日までの火災の状況を見ますと、やはり木造建築がほとんどであるようでありまが、この木造建築の学校などの火災に対するいろいろな対策が、学校側として立てられて、また消防庁としてもいろいろ配慮されているものだと思うのでございまして、この木造の学校建物などに対して、消防庁なり、あるいは学校側、文

部省側として、どのような対策を持っておられるか、また現在学校火災というものはどんな状況になつておるのか、一つ御答弁願ひます。

○藤井政府委員 学校は、ふだん多くの生徒、児童というものを収容をいたしております。また教育の場でもあるということから、その防火対策というものにつきましては格段の配慮をいたしておる次第でございます。われわれの方といたしまして、随時文部省とは連絡をとりながら、その対策を強化いたしますために、消防庁当局あるいは地方の教育委員会当局等にも随時通達を出し、また予防査察等を通じて具体的な施策というものの実現に努めておる次第でございます。このためには、第一には今お話にもございましたように、このような建物というものは、これは何と云つても堅牢な耐火の建築物でやつていかねばならぬ。

この点が国の施策としても従来はやや等閑視されておつた。もちろん他にも優先的にやらなければならぬ財政支出等もございましたために、なかなかそこまでいかなかつたという点もございまして、やはり日本の建物構造自体が、全部これを耐火、防火の建物にしていかねばならぬのでございまして、なかつた公共の建築物等はこれこそ耐火というものに優先的に踏み切つていかねばならぬと思つておるものであります。この点は漸次最近の施策が変わつて参りました、学校の建物等は、どういふいなかでも、鉄筋耐火というものを主体として考へていくようになって参つておりますことは、われわれの立場からいたしまして非常に慶賀すべきことであ

と思つております。それにいたしまして、木造の学校が多いわけでありまが、そのために火災の件数につきましては、全国的にかなり多いのであります。従ひまして、われわれといたしましては、恒久的な堅牢建築物にするという要望を、国家施策あるいは地方施策の上に反映いたしていくということをしていただくと同時に、現在ある建物の防護という点については、むしろん全力を尽くして参らなければならぬ。そのために毎年指導いたしておるが、特に昨年十一月には六都府市において一斉に学校の査察というものをやらせて、どこに危険があり、どこに問題点があるかということを経営当局ともよく懇談をしながら、その対策に遺漏のない措置を講じておるのであります。

現行の制度といたしましては、一つは防火管理者の制度がございまして、学校についても防火管理者というものを置きまして、これを中心にして消防の計画なり、あるいは資材の整備なり、避難の訓練なり、全般的な消防対策というものの中心的な役割を演じさせておるということが一つでございます。それからもう一つは、地元の消防庁とよく連絡をとりまして、消防の施設というものをできるだけ整備していく。これによりまして、初期の消火というものについての活動を十分行なえるようにしていくという点。それからもう一つは、何と云つても児童生徒をたくさん収容するところでございますからして、日ごろ、避難訓練というものを徹底をいたしまして、有事の際には、円滑に混乱なく児童生徒が避難ができる

ような措置を講ずることが必要であるというふうに考へておるのであります。

昨日もございました中目黒の学校の火災でございますが、これにつきましても焼けたこと自体はきわめて残念でございます。特にこの建物はきわめて古く、すでに改築中であるという建物であつたようでございます。しかしながら、授業中にもかかわらず、生徒児童にけががなかつたということとは、まずまず不幸中の幸いではなかつたかと考へておるのであります。特に今日の様な異常乾燥の状況におきましては、私もといたしましてはさらに文部省ともよく緊密な連絡をとりまして、学校の消防体制の整備という点について、さらに格段の配慮を重ねて参る所存でございます。

○前田(義)委員 中学校などでは生徒が自衛の消防クラブのようなものをつくつて、そういうクラブによつて常に消防精神といひますか、学校を守るといふ精神を、訓練をしておるところがたふさんあるようでありまが、こういうことに対して、文部省は何かそういう点についての指導をしておいでになるのか、ただ自発的にそういうことが生まれてきたのか、文部省としてそういう点について、何かそういうような指導方針を持っておられるか、またもう一つは、ただ避難訓練をするといううな消極的な問題ではなくて、やはり積極的にこれを防災するということが一番大切な問題でありますから、その積極的な意味においての施設として、消火器その他についても、学校の全体の坪数に対してどうするということな

基準を設けて施設すべきであると思
う。また消火器の操作等についても
児童に対しては非常に気の毒でありま
すけれども、やはりこれも団体訓練の
一つとして重要なことじゃないかと考
えられますし、そういうような指導
体制について文部省のお考えを承り
たい。

○小野説明員 学校火災が頻発いたし
てなかなかの根絶ができませんの
で、防火上の指導の方針をいたしまし
て、概括的な問題につきましては文部
省でいろいろその方面の学者等の意
見を参酌いたしまして、ある一つの法
則と申しますか、方式をきめて、それ
によって私たちは一般を指導してお
る次第でございます。その具体的なもの
は、私も学校防火上非常に重要な事
柄として、二十の原則的なことをあげ
まして、これをパンフレットにいたし
まして、各学校並びに学校の防火に当
たっておられる諸君、教育委員会その
他に配付いたしまして、それが実施さ
れるようにお願いをしておるわけで
ございます。そこに詳しくこまかい点に
至るまでを書いておるわけでは
ございませんので、概括的な問題とい
たしまして載せてございます。これは
学校防火の要領二十則というもので
ございます。これが設備方面につきま
しては、その他の防火体制というよう
なことから見ましてもこれによってや
っていく、またその学校のどうい
う部分が防火的に非常に希薄であるかとい
うことの診断も、これによって点検を
して実行していくというような考え方を
して指導しております。

○藤井政府委員 今お話にも出てお
りましたが、学校の場合におきましては

先刻も申し上げた事情で、防火の体制
を整備いたしますことは非常に重要な
ことでございます。その中で一つの点
は、生徒児童に、一種の団体訓練的な
ことでもあるし、防火思想というもの
を普及徹底せしめるにもあつて力
があることでもあるから、一つ団体的
にこれらの訓練をやることはどうか、
地方でもやっておるところがあるとい
うお話でございましたが、この点はお
話しの通りでございます。最近、わ
れわれのところにごいます統計によ
りますと、少年消防クラブといつてお
ります。この組織が全国で五千九
百三十八クラブ、約六千のクラブが
ございまして、これに参加をいたして
おります生徒児童数は約六十四万人と
いうことになっておるのであります。

これらの少年消防クラブが結成されて
おりますところでは、相当顕著な成績
を上げておるところも多いようであり
ます。われわれといたしましては、こ
のクラブの結成ということ、押しつ
けでなくて、もっと全国的に普及され
ることが適当なものはあるまいかとい
うふうに考えております。この点につ
いては、ただ単に学校自体の防護とい
うことに役立つのみならず、一般的に
火災予防思想が普及徹底せられる機運
にもなりますし、それらの生徒児童が
大きくなってから公人として活躍をす
る際に、火事のおそろしさとその予防
の重要性ということに頭を十分たたき
込まれて社会人として伸びていくとい
うことになりまして、この点が非常に
大きな将来の威力となつて返ってくる
というところもございまして、この点
はもう少し周知徹底をはかつて参らな
ければならないと思ひます。特にこの

点については、文部省当局とも十分に
協力をいたしまして、この方面の施策
を徹底してまいりたいと思ひます。ただ
相手はやっぱり少年消防クラブ、小学
校、中学校の生徒児童でございますの
で、訓練といたしましてある程度の消
火器等の操作とかいうようなものに習
熟をせしめよう、あるいは機械の構造
を知つてもらうということにはけつこう
でございます。しかしながら、あくま
でクラブ活動の本体は、火災予防運動
というところ、それからやはり学校内
における避難訓練ということが主体に
なるべきではないか、これに消火活動
自体を強制的に期待することはいかが
であらうか、少なくともそれを強制的
にやつて参りますことはいかがであ
らうかというふうに考えておるのであ
ります。

それからもう一つは、学校等につ
きましても、むしろこれは大きな施設で
ございまして、消防法に基づきまし
て一定の規模に基づいてどの坪数には
どのくらいの消火施設を備えなければ
ならぬという規定がございまして、そ
れは動いております。ただ法定され
その通りに十分あらゆる学校が完全
になされておるかといふと、その点
は法定通りにはつきりなされておると
は言い切れなところもあると思ひま
す。そういう点は随時学校当局の御協
力も得、消防活動といたしましては査
察等を強化いたすことによつて、あま
り強制的にならない、押しつけがまし
くならない程度で、御理解の上に消防
施設の整備充実をはかつていく。こ
ういふ点につきましては従来もやつて
おりますし、今後ともさらに一その努
力を傾けていきたいと思つております。

この点つけ加えて申し上げておきま
す。

○前田(義)委員 ただいまのお話で
大體わかりましたが、とにかく年々建
物の構造が変わつてくるのでありま
して、木造建築物はだんだん少なくな
つてくるわけでありまして、しかし、少
ない木造の建築物にいたしまして、学
校の場合として確保していくというこ
とは、教育上において非常に重大な問
題でございまして、やはり消火器具
あるいは防火訓練というものについて
は、経費の面その他についても、十分
な問題がありましようけれども、十分
に一つ配慮していただいて、そういう
問題の起こらないように最大の御留意
を願ひたいことを希望する次第であ
ります。

次に消防組織の問題であります。消
防の組織というものはだんだん消防
本部、消防署というものが増加して常
設化していつておるのであります。
従つて消防吏員というものがだんだん
多くなつて、最近では四万以上にも上
つておることでございますが、その
の反面また常設消防以外の一般消防と
いうものが、だんだん減少の傾向を示
しておる。これも否定することのでき
ない事実であります。そこで私もよ
く聞くのであります。消防本部、消
防署というものがあつて、あの消防署
などに勤めている吏員はやはり一定の待
遇を受けておるわけでありまして、こ
ろが一般の消防団員というものは、非
常に低い。これは消防のみならず、あ
るいはその他の災害に對しても、あ
るいは治安等に對しても協力をしてい
ただくわけでありまして、協力をしてい
たにもかかわらず、待遇というものが
ほとんど顧みられないというよう
な關係から、消防署に勤

めておる吏員に對して、一般消防団員
というものが非常に反感を持つて、そ
して消防その他に協力をしないとい
うような面があるやにやううわさ
のであります。こういう点は、やはり
非常に消防の上において重大な問題
だと思ひます。あとの法案の中
にもあるわけでありまして、とにかく
消防の常設制度というものはだんだん
多くなつてはきておりますけれども、
小さい町などにおいては、常設化する
というところはなかなか困難であります。
しかし消防団員がだんだん減少の傾向
を示していることも、これは事実であ
ります。しかもまた、今申し上げるや
うに、常設消防のあるところに対しての
一般消防団員の感情というものは、決
しておもしろくない、そういうような
状況になつておるのであります。やは
り消防の常設化といふものは、漸次
拡大していく必要があるのじゃない
か。またもちろんこれは機械化をする
とか、あるいは一般消防団員に對する
待遇の是正をするとか、いろいろなこ
とは当然であります。常設消防とい
うものを強化していくということにつ
いて、消防庁のお考えを一つお聞き
たい。

○藤井政府委員 今もお話ございま
したように、社会経済がだんだん伸展
をして参りますに従ひまして、火災の
件数というものがふえ、その様相とい
うものがだんだん複雑化して参ります
一方、最近のいろいろな情勢の変化か
ら、農村人口といふものがだんだんと
都市人口の方へ転移をしていくとい
う様相が恒久的に出てくるということ
になつて参りますと、これらに對する
対策といたしましては、どうしても常設

消防というものを重視していかなければならぬという面が出て参ると思ひます。これは一種の必然的な傾向でございまして、これを反映をいたしまして毎年々々常設消防というものの数が着実にふえてきておるといふ状況になつて参つておるのであります。私は率直に申し上げまして、常設消防というものは、やはり一つの必然的な傾向ではないかと思つております。その常設消防の設置の仕方というものは、いろいろございましょう。単独でやり得る能力のあるところはやらなければならぬとせんし、単独でやれないところは組合消防をつくるなり、あるいは東京都でやつておきますような委託の制度を講ずるといふような方法、あるいは常設の消防署というのでなくて、消防団の常備軍というふうなものを活用していくといふような方法も考へていかなければならぬとせんが、いずれにいたしましても常設化ということは、やはり一つの必然的な傾向ではないかといふふうに思つております。ただ一面そのことと、消防団自体が不要化するかどうかとなりまして、これは全然別問題でありまして、やはり程度問題としては、消防の常設化というものはだんだん進んでいく、それが必然的な傾向ではあるけれども、また他面消防団、自衛消防というものも、これはやはり將來も長きにわたつて続いていくものである。また続いていていいものではなからぬといふふうに考へております。すなわち將來の姿をいたしましては、常設の消防のあるところにおいても、自衛消防団がやはり並列をしていく、並列形態というものが普通になつていくのではないかと。大都市等において

は、常設消防が主体となつていく、それからその他のところでは、常設と消防団というものが並列をする形ということが、一つの恒常的な格好になつていくのではあるまいかといふふうに考へております。急にそこまでは、財政その他の事情もありまして、持つて参ることはなかなか困難でございまして、うけれども、大きく申してそういう傾向になるのではないかといふふうに考へます。従ひまして今の御質問に対して、最終的なお答えとしては、われわれとしてはある一定の規模の人口と、それから市街地形態というものを持つたところでは、常設消防というものを必置にして、これを強制していくといふような方向に行くべきが至当ではないかといふふうに考へております。その点につきましては、消防組織法の改正案をいたしまして目下検討中であり、各省とも折衝中をございまして、成案を得ました場合においては、それらの点も含めて消防組織法の一部改正案として御審議をいただくつもりにいたしておるわけであります。

○前田(義)委員 大体、最近の異常火災並びに消防に対するいろいろなお考へ方をお尋ねいたしましたのであります。が、今度の消防法の一部改正について、何点かお尋ねしたいと思ひます。

ただいまいろいろお話を承り、また御質問いたしましたように、一部改正に対する提案の説明にもありますように、非常に最近火災が増発いたしました、人命の損傷、財産の被害といふことが非常に大きくなつてきておるのであります。これを防止する必要があることは当然でございするが、そのために

めにはやはり消防機関への早期通報、火災の初期の段階における消火、人命の保護についての避難場所の指定、そういうことについては十分に配慮をしなければならぬのであります。そういうことが理由になりまして、今度の法改正にもなつておるのであります。その法改正になりましたうちの二、三の点について、私はお尋ねをしたいと存ずるのであります。

まず第一には、今度の改正によりまして、映画上映に関する規制の緩和、合理化というものがあつたのであります。消防法の第十五条前段には、「政令で定める映写室は」ということになつておるのであります。それを今度の「常時映写を上映する建築物その他の工作物に設けられた映写室で燃焼性でない映画を映写するもの」と改正をされておるのであります。これはどういふことかといふような改正が必要であつたのかといふことでございします。それからさらに二項では、一項後段の「政令で定める技術上の基準に従い、構造及び設備を具備しなければならぬ」との義務規定を受けて、これが設置または廃止の市町村長に対する届出規定を削除してあるのであります。これも別に削除する必要がないようにも思ふのであります。その辺について一つ御見解を承りたい。

○藤井政府委員 御承知のように、從來は映画といふのはいわゆるセルロイド製の、可燃性と言つておりますが、燃えやすい映画といふものがむしろ普通の形態であつたわけでありまして、こういう燃えやすいあふない映画を使つておりますのでありますから、どうしても映写といふことについては、相当きびしい態度をもつて臨んでいかなければならぬ。また常時映画を上映するといふようなところになります。と、人が集まつておる、また暗い中で映すといふようなこともございします。で、危険性はなおさらに多い、いざ火事が起きたといふ場合に避難が円滑にいかなくて、死傷者がたくさん出るといふようなこともございします。これについての規制というものは、相当従来きびしいものがあつたのであります。ところがその後、だんだん技術の進歩がなされて参りまして、映画自体もいわゆる可燃性の映画というものがきわめて少なくなつて参りました。われわれの調べてみましたところでは、大体上映をせられる映画の中で、可燃性といふものは全体の五割以下で、燃焼性ないかと思つております。それらだんだん減つていく傾向にあるわけでありまして、そういうことになりましたら、むしろその五割といふものについては、放置はできないといふ問題はございしますけれども、五割以外の、危険性のないものでありますれば、それほど規制を強化するといふことをしないで、技術的にもその点もう心配はないといふことになりまして、これを緩和していくことがむしろ行政事務の簡素化をはかりますために、あるいはまた消防機関自体の負担といふものを軽減からしめる意味におきまして、むしろ妥当な措置ではないかといふふうに考へられるのであります。この点につきましては、行政管理庁の監察結果等も出ましまして、もう少しこの点の緩和をはかつた方がいいのではないかと。特に労働省あたりにおいても、その規制の緩和をやつてきておるといふ状況でござ

います。むしろ労働省の規制の目的と消防の規制の目的とは、これは違ふのであります。労働省はあくまで映写技術者等の人身保護といふこと、労働安全といふものを主体に考へるわけにございしますけれども、消防の見地は、それもさきながら、全体としての公共の安全保持といふことがねらいになるわけにございします。目的は違ふわけでありまして、科学の進歩がそこまで参つておりましたら、ますます安心であると思はれる規制については、これははずしていいものではないかといふふうに考へられるわけでありまして。

そこで今度改正に踏み切らうといはしておりますのは、一つは現在映画の興行主、その他常時映画を上映したしておるものは、映写技術者といふものを定めまして、これを市町村長等に届け出なければならぬことになつておりますが、これはいかに形式的なもので、これを廃止してはどうかといふことと、それから第二点といたしましては、映写室の構造規制の対象を、今もお話がありましたように、燃焼性でない、いわゆる可燃性の映画を上映するものに限定をして、そのかわり、やはり可燃性の映画を上映するものについては、映写室の構造規制等は従前のままこれを存置していくことが適当であらうと思つております。それと、第三点といたしましては、そのかわりに、從來は公衆の観覧に供する目的をもつて映画を上映する場合において、映写室の中でやる場合と、そうでない場合とに違ひがあつたわけでありまして、ところが、あくまでやはり可燃性といふあふない映画といふものの規制

を強化することになり、ますます

と、かたがた一般の映画等の届出義務等の廃止をやろうとしたところ

とでもございまして、およそ緩燃性でない映画を上映する場合において

は、その上映が映画室であるとい

とを問わず、すべてこれを所管の消防

機関に届け出なければならぬという

ことにいたしましたと思っております

ります。これによつて、われわれの見

しといたしましては、非常に危険が

加するといふふうには考えておりま

せん。今申したように、速燃性のフ

ィルム自体が非常に少なくなつて

ますのと、その速燃性を上映する

場合においては、映画室自体につ

いては、構造規制をやり、またい

づつ別の場合には、届出義務を課

するといふ場合には、映画技術者

はちゃんと免状を持っておるかとい

ふような点もあわせて調べますの

映画、それから速燃性というのは

硝酸纖維素、先刻も申しました

セルロイドであります、これを使

したものが速燃性の映画といわれ

ております。速燃性の映画、セル

ロイドは自燃性を持っておりまし

て、また発火性、燃焼性が強い

ので、上映中に発火しやすい、

ときには貯蔵保管中でも自然に

発火するといふようなこともま

まあります。特に発火した場合

の危険がきわめて顕著である。と

ころがこれに對して、最近大部

分のものになっております。緩燃

性のフィルムは、発火性なり燃焼

性が安全であります。自然発火

といふものも、取り扱ひ上の危険

性が少ないといふことになってお

ります。私目、前でマッチ等を使

とであると思つております。

そこで、まず第一にお尋ねいた

したのは、消防用の、消防用の

機械器具等について行なう検査

は、一体どういふ機械器具を対

象にしておいて、消防法の施行

令の第七條には幾つかの機械器

具が列挙されております。これら

が全部この器具の検査の対象に

なるのか、こまかくお話をいた

さうと、思ひます。大体施行令

第七條に規定するものが対象に

なるのかどうかといふことにつ

いて、ちよつと伺ひたい。

○藤井政府委員 消防用の機械

器具等は、できるだけ広く検査

の対象にして、参りますことが理

想としてはいいことだと思つて

おります。ただ能力の点もござ

い、それが非常識にわたるとい

ふやうなことになるかと思つて

おります。緩燃性の方、まずな

かなかつきにくいし、一生懸命

に火を当てて、ついたといつた

としても、それが燃える速度とい

ふものはきわめて徐々でござ

います。その程度のことしか私

としては存じませんけれども、技

術的に見て、それで十分心配な

いといふことになっております。

○前田(義)委員 次に、お尋ね

したいのは、消防機械器具の検

査についてであります。消防の

用に供する機械器具等は、国

民の生命、財産を保護する上

において、大へん大事なもので

あります。これは適正なといひ

ます。これが適格品であるとい

機械器具の検査が行なわれて

おつたのです。これは任意検査

制度であつたわけでありまして、

今回の改正でこれが強制検査

制度に改められておるのであ

ります。今度任意検査制度に改

めなければならぬのは、何か欠

陥があつて、どういふふうにな

るに、粗悪品が非常に多いと

いふことになつてきたのか。な

ぜ強制検査に切りかえたのか、

そのことについて……

○藤井政府委員 今回、従来の

任意検査制度を強制検査にする

といふことで、検査制度に改革

を加へたいといふふうな理由が

あるわけでありまして、根本的

には、申すまでもないことと

ございまして、今あげました

ために大事に至らしたというようなことになっては大へんであります。また事実今までも、消火器自体が作動の最中に破裂をしたということによって、直接けが人を出したということも例がございます。特に避難器具なんかについて見ますと、これは先刻申し上げましたように、もし粗悪品というものがあつたといえますれば、それを使用したためにかえって直接人命を損傷するというにもなります。で、これはあくまでやはり国の責任のもとにおいて、これらの製品については検定を実施いたしまして、その合格品を使用せよということによって粗悪品の排除をはかる必要があるということでございます。

それからもう一つは、先般の改正で、一定の建物—大規模の建物、公衆の出入りするものとか、多数の勤務する建物等におきまして、消防機械等について設置の義務制というものが創設されたわけであります。少なくとも新しく建物を建てるという場合には、一定の基準に従って消火設備というものを設けていかなければならぬ、またそうでないところでも、従来の建物でも簡単に建物の設備、構造を改めないで設置ができる消防用の施設、いわゆる消火器等につきましては、これを義務制にするということになっておりまして、これが本年の四月から動き出すわけであります。そういう場合に設置の義務というものは課するけれども、需要者側の立場に立ってみますと、何がはたして基準に合致したもののやらからない、使ってみてそれでわかるといったようなことが、なかなかこれは

期待できないことであります。これは設置者自身にその義務を抽象的に負わしていくというようなことでも、本人に判断上酷にわたることをしている結果になりますので、どうしてもこれは国において検定をして、検定をしてあるものであるからこれはいいのだ、それに信憑性を置いて設置するということにしないとうまくないということに相なると思います。

それからもう一つは、最近火災予防思想がだんだんと普及して参り、また今申した消防用機械設備の設置の義務制等によりまして、これらに対する需要というものが大へん多くなつてきたわけでございます。飛躍的に増加してきております。そういうことで、消防研究所自体の業務というものが、どうしても強制的にやつていかなければならぬ段階にきておるわけでございますけれども、しかし研究所自体の体制というものをだけを見ますと、なかなかそこには達しておらないという現状でございます。けれども、消防研究所の体制がそこまでいかなければならぬ、保安用具の性質上任意検定のままでいってよいのかといえますと、今申し上げたようなことで放置ができない状況になってきております。そのうち需要がだんだんふえて参りますと、粗悪品も、今もある程度出回っておりますが、これがどんどんふえてくる可能性もある。しかも粗悪品といわれるものが、規格の検定を受ける自信のないものが中にはあるわけであります。そういうものが魅力のあるのは、やはり検定品よりもどうしても安くつく。安いのが一種の魅力になりまして、需要者がそれに飛びつくということになつて、それがいざという場合にうまく働かないということになりましては大へんでございます。そういう点もございまして、今回消防用機械器具等の検定については、これを強制検定に切りかえることが、これを強制検定に切りかえる特許上最も適切な措置ではないか、かように考えるに至つた経緯でございます。

○前田(義)委員 ただいまの強制検定に切りかえたということについての御説明は、大体わかりましたが、それならばなぜ国がみずから業務を行なつて検定をしないのか。法によりまして、今回は日本消防検定協会がこの強制検定を実施するわけでありまして、日本消防検定協会には、今度の予算で一定の予算を計上いたしておるわけでありますが、先ほどお話がありました消防研究所などを拡充して、人員等をふやすとか、そういうことをして、国みずからの業務として行なわなければならないのか。消防検定協会の方にも予算で相当の金を出す以上は、そういう配慮があつて、国みずからやるのが正当ではないかという疑問が起るわけでありまして、どうして国みずからが業務を行なわないのかということについて、一つ御説明をお願いします。

○藤井政府委員 今の御指摘の点は、ごもっともの点が多いと思ひます。事柄の性質上から参りますと、これらの検定というものは、国がやはりあくまで全責任を持つてやつていく、現在そのための体制を整へておらなければ、そういう体制を整へようとしたらいいじゃないか、それが本筋じゃないかという御意見は、一応ごもっともであるかと思ひます。私といたしましては、も、そういうやり方というものはなるほどあり得る、のみならず、一つの制度のやり方ではないかと考えた時期もありました。任意検定をやつておりました従来の場合においても、だんだん検定件数がふえてきておつて、現在、消防研究所の陣容ではとうてい裁き切れないうような段階になって参りました。過去二、三年間にわたつた際に、これではとうてい検定業務を円滑にやれないから、検定業務が十分にやれるように一つ体制を整備してもらいたいということで、毎年大蔵省関係等とも折衝してきた経緯がございます。ただ予算関係その他の点もございましてそれがなかなかうまく参らなかつたという方なこともあつたわけでありまして、考え方によりまして、むしろ消防研究所自体がその検定をやつていくということも一つでございますが、一面において、今度は消防研究所自体は、少し語弊がございしますが、個別検定等に至つてはきつめて技術形式的な業務でございます。そのために技術者が非常に多くこの方面にさかれてしまつて、本来の研究業務というものがなくなつて、これはまたいかであらうかという方な考え方もあるわけでありまして、私もだんだんそういう考え方になり、傾いてきたのであります。国の責任体制は十分に全うしなければならぬ、その体制を全うすることを前提として、検定業務を円滑に進めるとともに研究所自体は本来の研究業務に立ち向かえるような方向に持っていくという行き方が、一番いいのではないかと、うらに実は考えをまとめるに至つた次第

でございます。現在も、実は検定業務が非常にふえて参りますとともに、研究所の技術者の諸君が非常にそちらにとられて、研究業務が非常におろそかになるのみならず、十分にその方に人も回せないために、研究業務も滞りました。特に来年度あたりは、ますますその検定件数というものがふえて参るということになりますので、この際やはり思い切つて、検定業務については特殊法人の検定協会というものを設立して、これに行なわせる、そのかわりその検定がおざなりなことになつてはむしろ困りますので、これはあくまで特殊法人として特殊な監督をやる、国の意思というものが十分浸透するような組織と機構を持ったそういう機関をつくつて、それに検定をやらせて、検定の円滑を期していく、ということとは、検定料が入つて参りまして、その検定料が検定協会の収入として計上されますので、検定協会としては検定業務の遂行のために、収入と見合つた相当の予算も計上ができる、そういう有利な点もあるわけでありまして、反面、それに従ひまして、研究所自体を、本来の研究業務に精進させるということに相なるのではないかと考えまして今おっしゃいましたような国自体がやるのもむろん一つの案でございますが、かれこれ勘案いたしました結果、総合的判断として、検定業務自体については日本消防検定協会というものをつくり、これを主体にして運営していくということがいいのではないかと、かように結論を下すに至つた次第でございます。

○前田(義)委員 検定協会をおつくりになる趣旨については大体わかりま

した。

次にお尋ねしたいのは、救急業務についてでございます。救急業務については、特に今回法制化されたわけでございますが、法制化された趣旨、また一体救急業務というものは、今日まで行なわれていなかったのかどうか、また行なわれておったのかどうか、さうば、どういふような方法で救急業務というものが行なわれておったか、こういう点についてお尋ねします。

○藤井政府委員 救急業務につきましては、従来消防機関を中心として、実際上行なってきたところ、市町村もあるわけでありまして、これは御承知の通りであらうかと思ひます。ただ、救急業務、なかなか災害あるいは事故等による傷病者を、医療機関その他の場所に救急隊によって自動車運搬して、こういう救急業務というものは、本来の消防活動かというところ、これはさうとも言い切れないのであります。従来はその点どうであつたかといひますと、地方自治法上の地方自治体の権限、すなわち罹災者の救護とか、あるいは滞在者、住民の安全とか、そういうような一般的な規定が地方自治法上の地方団体の一般的な権限の中にあります。それが、それらの事項に該当するものといひまして、それぞれの市町村で、任意的な事務として、実はやってきておったのであります。そのために、やり方等についても、それぞれとちがひで、まちまちであります。条例に基礎を置いてやっておるところもあるし、条例すらもつくらないで、何か規則、規程というような格好でその運用をやっておったところもあるわけであり、もともと救急活動というものは、

従来の沿革が、消防というものが機械力その他を持っておったこともございまして、消防に直接関係の深い業務として、従来消防機関の活動の分野に入つておったのであります。東京消防庁等においても、かなり昔からそういう救急業務を消防業務と並行して行なつてきておったのであります。ところが最近御承知のような情勢で、特に交通事故その他の事故が大へん多くなつて参りました。それでこれに対する措置を、やはり制度的にもはつきりと根拠づけるということが必要ではないか、消防機関といひまして、そのうち消防がやるのはむしろ行き過ぎではないか、根拠のないのに救急自動車を買ふこともならぬというやうなこともありまして、予算措置等についてもなかなか思うにまかせない、やはり少なくとも救急業務というものは、消防の活動の一環としてやるのだということ、制度的に確立する必要があるのではないかといふことが、一般から指摘されるに至つたのであります。ちやうど行政管理局からも同様趣旨の報告がございましたし、また私の方の審議機関でございます消防審議会の答申もございまして、救急業務というものを法制化していかなければならぬといふやうな趣旨の開陳もございましたので、私たちといひまして、従来から考へておりましたところでもあり、適当であると考えまして、救急業務というものを最小限度法制化する措置を講じたいというのが今回のねらいであるわけでございます。

従来もやっておるところがあるかといふことでございますが、やっておるところはかなりございまして、われわれの手元でございます資料によりまして、十万人以上の市が七十二市、それから十万人以下の市町村が、市が四十九市、町が四町、五十三市町でございます。合わせて百二十五の市と町で、たゞいま救急業務を事実上実施をいたしておるのではありません。出動回数は毎年どんどん上がつて参つておりました、最近の調べでも一年間に十六万回の出動回数を記録しておる、こういう状態になつてきております。

ただ、誤解のないようにお願いを申し上げたいと思ひますのは、今回提案をいたしておりますのは、あくまで消防機関の行なう救急業務についてその根拠づけをいたさうといふものでございまして、他の医療機関、あるいは日赤その他、あるいは警察、それらがやっております救急活動を禁止する趣旨ではございません。別に救急事務自体を消防の専管事項にするというのではなくて、消防が従来の経過なり経歴なり実態等から見て、救急活動について相当重要な役割を演じてきておる、その実態を法的に認めることによりまして現在の情勢に対処していきたいといふのが、今回の救急業務を法制化しようとするねらいでございます。

○前田(義)委員 今、緊急業務を行なう理由等については大体御説明があつたのであります。その緊急業務を行なうためには、それに対する施設が必要であることは当然でございます。救急車というやうなものが施設されることは当然でありますし、またそれを動かす人も必要であることも当然であります。これらに対して、救急業務を円滑にするための機械あるいは人員という

ものに対しては、消防庁として、そういうことを法制化されるわけでありまして、それから、それに対して何らかの処置があつてしかるべきだと存じますが、それに対してはどのようなお考えを持っておられますか。

○藤井政府委員 ごもつとも御指摘でございます。現在消防費全体についての財政措置は、あくまで市町村消防というものを本来的な建前にいたしております関係もありまして、その骨子は交付税あるいは財政計画によってこれを措置をいたしておるのであります。それに対して、一部ではございまして、庫補助の制度がありますことは、御承知の通りであります。来年度の予算においても、総額七億というものを計上をいたしておるのであります。従いまして、救急業務に関しまして、消防費の一環として将来措置をされて参ると思ひます。現実にも現在事実上救急業務を行なつております市等につきましては、すでにこれまでも交付税上消防費の中である程度の措置を講じております。具体的に言へば、交付税法におけるいわゆる十四種以上の市町村については、その消防費の中に段階的に救急業務に要する経費を含めて交付をするにいたしておられます。ただ、私は、しかしこれだけでは十分であると思つておりません。十四種地というとり方自体に問題があると思つております。もう少しその種地を下げていかなければ、これは現実には合わないといふふうな考へております。また単位費用自身につきましても、もう少し十分に見ることにしていかなければいかぬといふことで、この点は財政当局とも

打ち合わせをいたしております。

実はこの救急業務については、これを義務化したことになりまして、ある程度の準備期間も要りますので、幸いにこの法律案が成立をいたしました際に、救急業務に関する規定は、公布になりました日から一年以内に政令で定める日ということになっております。それまでに十分に財政的にも打ち合わせをし、成案を得た上で、これらの規定を動かすようにいたして参りたい、かように考へております。それと臨時費といひまして、やはり自動車等がどうしても要るわけでありまして、これらの自動車の購入等については、御承知のいふゆる損保、損保の特別起債がございまして、これらについても優先的に割当をするといふやうな措置も同時に講じま

○前田(義)委員 大体私のお尋ねしたいことは尽きるわけでありまして、今の救急業務に対する器材あるいは人件費等については、第七章の二の救急業務の中には、先ほどもお話しがありました、十万人以下の市町村、準ずる市町村といひますが、そういうところもいふゆる努力義務が課せられるやうな形になつておるわけでありまして、この救急業務というものが今日のいろいろな面において大事であるといふことは、これはもう論ずるまでもないことであると思ひます。従つて、そういう施設をするためには、どうしても機械を購入しあるいは人を配置することが必要であることは当然でございますから、こ

れに對しては財政的な援助を一つ十分にしてやっていたら、そうして救急業務が円滑にできるように、特別な措置を考究していただくことを要望する次第でございます。

なおもう一つ、これは別なことですけれども、先ほど一般的な問題、火災の問題についてお尋ねをするときに忘れたわけなんです、出火原因は主としてたばこが一番高率になっておるようであります。出火原因というものはたばこが一番多いようであります。私にはたばこをのまさんから、従って吸いがらをほうとという様なこともありませんけれども、これはたばこをのむ人に大いに一つ考えてもらわなければいかぬと思うのです。これを警察取り締まりの対象にするということも困難なことだと思ひますが、とにかく四百億も五百億も出火による損害を受けているのです。しかもそのうちには建物が一番多い。しかも出火原因にはたばこが第一位になっているということを考えますと、これも何か取り締まりの対象にするべき問題ではないかというふうに考えるわけでありまして、この点についての御意見を最後にちよつと拝聴して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○藤井政府委員 御指摘の点は重々ごもつともでございます。たばこによる出火原因というものが、最近はまだずつと王座を占めてきておるような状況であります。そのためには、罰則その他というのを考えますのは行き過ぎの非難を受けることもございまして、そこまで行く前に、私たち自身の一つの生活規範、行動規範というところ、にまで火災予防というものが徹底す

ることが必要ではないか。むろん人々の注意力というものにも限界があるわけですから、むづろさにたばこの吸いがらを捨てたり何かしないように、方々に吸いがら入れ、灰皿というものをできるだけ多く備えつけるとか、そういったことも並行して考えていく必要もございましょう。それとともに、やはり火災予防について、たばこが出火原因の最大なるものであるということについてのPR活動というものを、もつと徹底的にやっていく必要があるのではないかと感じはしております。諸外国でもいろいろこれについて頭を悩ましておるようでありまして、ところによつては、たばこ自体もそうであります、マッチ自体も捨てる場合は折り曲げて捨てろという様なことを一種の運動としておつて、それが非常に徹底をして効果が上がったところもあるように聞いております。折り曲げて捨てろというのは、結局消さなければ折り曲げられないわけでございますから、そういうようなことも考へてやっておるようなところもあるやうであります。この点、先生方から一ついろいろお知恵を拝借いたしまして、これらの点については、さらに一歩進んだ徹底した対策を講ずるやうに、今後ともわれわれといたしましては努力を傾けて参りたいと考えております次第であります。

○永田委員長 大沢雄一君

○大沢委員 異常災害の発生、火災の増加、あるいは交通事故の激発というやうな災害が、非常に頻発しておるから、これに對処いたしまして、従来任意検定の消防機械器具を強制検定にす

る、あるいはまた救急業務に法的な根拠を与えるというやうな、非常に前向きな今回の消防法の改正であります。一面、必要の薄れしました映写関係について規制を緩和する、私は非常に筋の通った改正であると存するわけでありまして、この消防というものが、災害から住民を守つて、その福祉をなす一その保全するところ、この自治体消防の本来の精神にかんがみまして、一、二お伺いしたい点がございまして、検定につきましてのお尋ねは、これは事務的なものであります、救急業務につきましては、少し事務的な範囲を離れて考えたい、こう思うわけでありまして、まず、検定についてでございます。

が、三段がままで、消防用の器材器具の不良なものがなく、消防の目的が達成できるようにしようということのようでありまして、型式承認をまず初めにしまして、それから個別検定をしていく、それから表示をする、こういうことで、三段がままでやっておるわけでありまして、型式承認というものは、法的に言うところ承認というものは何に当たるわけですか。行政行為ですか。許可なんですか、それとも何なんでしょう。それと型式承認の仕方はどういふふうにするのか。時間がありませんから簡単に答えていただきたい。

第二点は、個別検定のやり方はどういふふうにするのか。一切の器具を一々見るのか、それとも抜き取りでやるのか。検定協会が各府県あるいは都市、そういうところに支部でもつくつてやらなければ、実問題として、一々の消防機械器具を検定するということは、なかなか大へなことでありまして、またそうしてもらわなければど

うもいけないようにも思うわけです。それから検定に合格したものには表示をするということになっておりますが、これは検査の証票かなんかを検定協会が一々そこに張るのか、どういふやうなやり方をやるのか。そのやり方のいかんでは、これは仏つくて魂入れずの結果になることも考えられますので、この点を時間もありませんので、ごく簡単にいいですから、御答弁願ひたい。けつこうな説とは思ひますが、あります、その効果を確保しなければならぬと思ひますが、どうですか。

○藤井政府委員 型式承認と申しますのは、これは一定の技術上の細点から、消火器なら消火器というものを、くりまます場合には、消火器の構造あるいはそれをつくる材質、どういふふうなやらないければならぬかというこの技術上の基準というものを、まずわれわれの方でつくるわけでありまして、これを一般に告示をいたしております。そういういたしますと、その告示された技術上の基準に従ひまして、それぞれ製造業者等において、その基準に適合した一つのサンプルをつくつて参ります。そのサンプルについて、技術上の基準に適合しておるかどうかというのをしさいに検討いたします。再検査等も並行して行ないます。これをいたしました結果、この製造業者が持つてきた型式の見本というものは、技術上の基準に適合しておるから、これに基づいて個別検定を受けてもよい。個別検定を受けさせるということの確認行為がいわゆる型式承認といわれるものでございまして。

それから個別の検定でございますが、これは全数の検定をやるのが大

は建前であり、理想でございます。ただ現在のところでは、私もその点はよくは存じませんが、数学上、科学上の対数計算から、抜き取り検査についてほぼ一定の比率がございまして、何か方式がございまして、その方式を採用いたします際には、ほとんど全数計算とまずまず結果的には相違のない結論が出るということになってきておるわけでありまして、むろんものによりましてポンプだとか消防用の自動車とか、こういったやうなものについては、個別検定を実施をいたしておりますけれども、数の多い消火薬剤でありますとか、小型のポンプでありますとかいうものについては、抜き取り検査を実施をいたしておるものであり、将来もまたそういうふうなやらざるを得ぬと思ひますけれども、間違ひのない抜き取り率というものについては、さらに徹底して、正確なものを出すように、今後とも注意をいたして参りたいと思ひております。

それから検定済みのそれぞれの機械器具等については、証票を張りまして、これはこういつたブリキかなんかの金属性の板でございまして、それを張りつけるわけでございます。張りつけるのはむろん検定協会、研究所の技術者が直接やる場合もありますし、そうでなくて、はつきり自分の目の前にいてそれをその職員に手伝つて張らせるということも事実上はやつており、またそれは将来もやつていかざるを得ぬのじゃないか、かように考えております。

○大沢委員 今の点わかりました。この救急業務でございますが、今承つておりますと、また私どもが考

えまして、従来自警でやっておりますものを、今度はそれに法的根拠を与えて、政令で定める基準に該当する町村では救急業務を行わなければならないというふうにいたしましたことは、非常に進歩だと思いますが、ところで私も一番救急業務に関連して考えますことは、交通事故、これにひき逃げその他が非常に多い。ところが被害を受けた方の毒な方には、一刻も早く医療の手当をしなければならぬ。ところがこのだれで、どういふ人かわからぬ。医療機関に行つた場合に、医療機関で医療費の関係をその他から、ある場合においては手当が、親切に、十二分に行なわれないということが、実際問題として非常に起こるわけであり

ます。こういう場合に対処して、たとえばその人がこのだれかわからなくとも、またポケットにお金を持っておらないというような場合でも、十二分に必要な医療を、必要な期間にわたつて受けられるということにしなければ、救急業務の真の目的は達成しないのではないかと、こう思うわけであり、消防の範囲外だと言いますが、そういう点はどうなっておるのでしょうか。

○藤井政府委員 御指摘の点はごもっともな御疑問でございます。私もそのように考えておりまして、この点は実は救急医療体制、総合的な救急医療体制の、全体的な構想のもとに考えていくべき性質のものであるまいかというふうに思つておるのであります。厚生省も最近の救急事故の激増に対応いたしまして、これの体制を整備しなければならぬということで、よりより審議会等に諮つて、現在具体案の作成にと

りかかっているというふう聞いていますのであります。来年度からというわけには参らぬやうであります。まあ、一年かかつて慎重に検討の結果、結論を出して、これを実施に移すという運びになるやうであります。今お話しになりましたような点を含めまして究極的には考えていかなければならぬものであらうと思つております。

われわれ消防の立場といたしましては、むしろ、こちらの方としては、運ばばいいんだ、あとは知らぬというやうなことは、非常に無責任なことでございます。運ぶこと自体も大事でございます。運ばれた人が十分な看護を受けられるという態勢をつくり上げなければ、これは仏つて魂入れずということに相なるわけでありまして、ただ、その点についてはわれわれ消防の活動分野だけで事柄を全部処理して参るわけには参りません。国のやはり大きな医療行政との関連において、適切な結論を見出さなければならぬ問題であらうと思つておりますが、私たちが、今お話になりましたことは、重要な問題点の一つとして厚生省あたりにも申し入れをして、具体的な妥協な結論が得られますやうに、今後とも努力して参る所存でございますが、今回の場合は、とりあえず現実に今消防機関の活動として行なつております搬送業務ということに對して、法的な措置を講じていく、裏づけを講じて参りますことが、現下の情勢上緊切なる要請であるまいかとこの観点から、本改正の御審議をお願いした次第でございます。

○大沢委員 救急業務に関してとりあ

えず搬送業務だけということで、まことにさびしく思うのですが、前向きに検討いたしまして、ただ、今の医療関係だけでなく、欧米の都市に行きますと、どこに行つても大きな都市にはエマー・ジェンシー・ホスピタルがあることは御承知の通りであります。エマー・ジェンシー・ホスピタルが、業務の範囲から言つてどこに属するかというふうなことは別といたしまして、やはりどこかでそういうことを推進しなければ、交通事故なんかに関連することであり、また消防も今の搬送業務だけというやうなことでなく、それからあとこのことをこの関係から推進していただくし、もとより医療そのものをやっております厚生省等におきましては、これを取り上げるということにすると

いうことが、私は自治体としてきわめて必要なことではなからうか、こういうことこそ自治体のやるべきことじゃないか、むしろそれに対する国の補助がなければならぬと、こういう前向きな考え方をされたことは非常にけっこうでありますので、その医療関係とともに医療を施すホスピタル、これをも十二、三年前に私は視察したものであります。当時、地方自治体の知事あたりの選挙の公約に、市長あたりの選挙の公約に、エマー・ジェンシー・ホスピタルを設置するということが非常に取り上げられておつたのであります。私はそこまですべて一つ——これは消防でエマー・ジェンシー・ホスピタルを経営しろというのじゃないです、関連することでありまして、一つ前向きに考えて、そこまで一つ推進していただくことが現在の社会生活の

情勢にかんがみまして、とにかく交通の状況からかんがみて、きわめて必要じゃないかということをお願いして、ぜひ推進していただきたいと思つて、

なお、これに関連して、これはいつも新聞紙上をにぎわすのであります。僻地におきまして急病人などが発生すると、いつもアメリカ軍が運んでやつた、助けたとか、ときには自衛隊のもありますが、私どもは、ありがたのめであります。情けないことじゃないかという気がしてならない、こういうことも医療関係だといつて逃げれば逃げられますが、やはりこれは住民の救急の場合における、急病といひますか、そういうことでありまして、私どもはこれの搬送などということとは、消防で扱つてつこうなんじゃないか、そういうこともぜひ一つこの際同様に推進していただきたい。これは、大蔵委員会があるということ、御注意が

ありますので、私は強い要望にとどめて、これでおきます。関連する業務として、そういうことの所見だけでも一つ聞いておきたい。

○藤井政府委員 御指摘の点はごもっともでございます。われわれといたしましては前向きな姿勢で、全体の救急態勢の確立という方向に沿つて、それが完成いたしますやうに今後とも努力をして参りたいと思つております。ただ厚生省等においても、今年度等からそういう救急の中央病院等の構想を持ち出したやうであります。おそらくそういうやうな線で、積極的に今後施策が打ち出されていくことを期待をいたしておりますし、われわれ自身も、人ごとでなく、そういうことが同時に協力して実

現するやうな方向で今後努力をいたします。

また僻地等においても、私たちもその点は同感でございます。地方によつては実は小型の消防自動車、ジープ等を改造した小型の自動車に、救急の搬送施設等を簡易に取りつけて、これを救急車として活用しておるといふやうなやり方をやつておるところもあるわけですが、そういうやうな工夫と努力によつてやれる面はまだたくさんあると思つております。そういう点もあわせて一つ努力をして参ることをお

願ひをいたしたいと思います。

○永田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十五分散会

